

平成 20 年 度 第 1 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 20 年 4 月 16 日 (水) 午前 11 時 15 分
場 所 八王子市教育センター 3 階 第 3 研修室

第 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 20 年 4 月 16 日 (水) 午前 11 時

2 場 所 八王子市教育センター 3 階 第 3 研修室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 1 号 議案 八王子市教育委員会事務局等人事に関する事務処理の報告について

第 2 第 2 号 議案 平成 20 年度学校施設改築工事について

4 報告事項

・平成 19 年度後期定期監査の結果について (教育総務課)

・八王子市立学校適正配置等審議会の答申について (学事課)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長 (1 番) 小田原 榮

委 員 (2 番) 細野 助博

委 員 (3 番) 川上 剋美

委 員 (4 番) 水崎 知代

教 育 長 (5 番) 石川 和昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲) 石川 和昭

学 校 教 育 部 長 石垣 繁雄

学 校 教 育 部 参 事
指 導 室 長 事 務 取 扱 由 井 良 昌
(教職員人事・指導担当)

教育総務課長	天野高延
学校教育部主幹 (企画調整担当)	穂坂敏明
施設整備課長	萩生田孝
学事課長	野村みゆき
学校教育部主幹 (中学校給食担当)	小松正照
学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	海野千細
指導室統括指導主事	宇都宮聡
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事	坂倉仁
生涯学習総務課長	桑原次夫
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
学習支援課長	牧野晴信
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	若林育男
教育総務課主査	山本信男

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課主任	佐藤秀靖
教育総務課主任	久保陽子

【午前 11 時 15 分開会】

小田原委員長 平成 20 年度第 1 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、4 番水崎知代委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 日程第 1、第 1 号議案 八王子市教育委員会事務局等人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 それでは、議案につきまして御説明いたします。

教育委員会事務局の管理職に関する人事についてでございますが、権限委任に関する規則の規定に基づきまして、教育長におきまして、別紙のとおり事務処理をしたところでございます。承認をお願いするものでございます。

資料の 2 ページをめくっていただきまして、表の形になっております第 1 号議案関連資料、八王子市教育委員会事務局等職員人事について御報告させていただきます。

該当者のところでございますが、学校教育部ににつきましては、転出者のところでございますが、生涯学習スポーツ部におきまして、平成 20 年 3 月 31 日付で、武田、福田、2 名の主幹が定年退職いたしました。

転入者でございますが、学校教育部におきましては、小松主幹の 1 名でございます。そして、部内の昇任者につきましては、野村次長でございます。

生涯学習スポーツ部につきましては、転出者は、峯尾参事以下合計 2 名、転入者につきましては、坂倉参事以下合計 4 名でございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本件について何か御質疑ございませんか。特にありませんか。

定数、増減ありますか。

天野教育総務課長 増はあります。小松主幹が増という形です。

小田原委員長 そうですか。皆さんにとってはよかった結果と考えて、より一層のお励みを御期待申し上げます。

それでは、特に御質疑、御意見ないようでございますので、本案につきましては、その

ように決定するというところでよろしく願いいたします。

小田原委員長 では、引き続いて、日程第2、第2号議案 平成20年度学校施設改築工事についてを議題に供します。本案について施設整備課から御説明願います。

萩生田施設整備課長 それでは、第2号議案、平成20年度学校施設改築工事について御説明を申し上げます。

この議案は、学校施設の耐震化計画、改築と耐震補強ですが、それに基づきまして、平成20年度の学校施設の改築工事の内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律29条を受けまして、教育委員会の意見聴取を行うといった内容でございます。

内容については、担当の松本主査から御説明を申し上げます。合計で3件でございます。

松本施設整備課主査 それでは、お手元の資料に沿いまして、平成20年度学校施設改築工事について御説明をさせていただきます。

平成18年度に策定しました学校施設の新たな耐震化計画（改築及び耐震補強）に基づき、平成20年度に実施する改築工事のうち、議会の議決を経て契約する工事につきまして、概要を説明いたします。

第七中学校体育館改築工事ですが、老朽化した体育館、昭和36年度・50年度、50年度の方は更衣室や器具庫等の増築です。886平方メートル、これは文部科学省の面積算定の基準に基づいて算定した面積で、建築基準法上の延べ床面積とは異なります。を改築し、耐震性を確保することにより、生徒に安全で快適な教育環境を整備するとともに、災害時の避難場所としての機能を確保するものです。

体育館棟ですが、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建一部2階建で、面積が1,138平方メートル、備蓄倉庫を併設しまして、これが20平方メートルです。主な部屋としては、アリーナ、ステージ、男女更衣室、男女トイレ、誰でもトイレ、器具庫等です。

校舎棟とつながる渡り廊下ですが、鉄骨造平屋建、建築面積173.01平方メートル。外溝その他で、体育館周囲排水溝、体育館改築工事に伴う既存校舎の建具ガラス取替等があります。

工事期間としては、4月に入りまして、既存体育館の解体工事を行いまして、その後、第2回市議会定例会6月議会の議決を経て、本体工事の契約を行い、21年2月末完了を予定しております。

続きまして、第三小学校改築工事ですが、こちらは昭和32年度、44年度、45年度、

48年度、50年度、増築等を繰り返しております、校舎の面積が5,524平方メートル、体育館が801平方メートル、給食棟が261平方メートル、プール附属棟・学童保育所等が237平方メートル、それと大プール・小プールです。こちらも改築をすることによって整備を行うものです。

校舎棟につきましては、鉄筋コンクリート造4階建一部5階建です。約6,570平方メートル。普通教室が18教室、それと通級教室。特別教室として、音楽室、図書室、理科室、図工室、家庭科室、コンピュータ室、多目的室等です。それと管理諸室で、職員室、校長室、事務室、給食室等があります。それと、屋上に大プール・小プールを設置します。それと併いまして、プール更衣室等が5階の部分に入ります。

体育館棟ですが、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建一部2階建で、約1,050平方メートル。こちらがアリーナ、ステージ、男女更衣室、男女トイレ、誰でもトイレ、器具庫等と、あと学童保育所を併設します。

外溝その他で、校門、フェンス、舗装等の工事があります。

こちらにつきましては、既存校舎のうち東側の部分をこれから解体を行いまして、本体の建築工事を第3回市議会定例会で、電気設備工事、空気調和設備工事、給排水衛生・ガス設備工事を、第4回市議会定例会を経て契約を行い、平成22年2月末に校舎棟・体育館棟が完成する予定です。その後、22年度に残りの校舎、西側の校舎と体育館を解体し、グラウンド整備工事を行い、23年2月末にグラウンド等の完成を予定しております。

続きまして、由木中央小学校体育館等改築工事です。体育館につきましては昭和45年度、53年度建築で、体育館の面積が742平方メートル、プール附属棟が66平方メートル、それと、大プール・小プールを解体して新たに改築するものです。

体育館棟につきましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建一部2階建で、約1,220平方メートル、アリーナ、ステージ、男女更衣室、男女トイレ、誰でもトイレ、器具庫等があります。

渡り廊下として、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建で、建築面積として59.39平方メートル。

あと、プールの更衣室等ですが、体育館と一体で建てまして約83平方メートル。それとプールは、大プール・小プール。

外溝その他工事として、擁壁と、プールそばにあります体育倉庫の改築があります。

既存体育館とプールの解体工事は夏休みに入りましてから実施し、本体の建築工事は、

第3回市議会定例会の議決を経て本体工事に入り、21年8月を完了予定としております。

説明の方は以上です。

小田原委員長 施設整備課からの説明は終わりました。

本件についての御質疑、御意見あわせていかがですか。

細野委員 災害時の避難場所ということを考慮なさっているということに対して、本当に感謝申し上げます。我々が教育委員会でいろいろ議論したことが、恐らく反映されているというふうに思いますけれども、引き続き、それはよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

水崎委員 改築中の子どもたちの学校での、それらにかわる場所というんですか、体育館とか校舎とか、それはどういう形になっているんですか。例えば、体育館が使えない間は、どういう方法をとっているんですか。

松本施設整備課主査 個別に御説明いたしますと、七中の体育館ですけれども、こちら改築中は、ちょうど見えます横の、こちらのサブ体育館をメインに使うということで予定しております。

第三小学校につきましては、今、東側の校舎を解体する関係で、一部仮設校舎をグラウンドの方に設置しております。体育館は改築工事中残りますので、体育館の使用はできるんですけれども、仮設校舎と新しい校舎棟をつくる関係で、グラウンドがほとんどがなくなってしまうので、隣接する公園を使う形でグラウンド等の使用を予定しております。

それと、由木中央小学校なんですけれども、こちらは、プールにつきましては今年度1学期を使用した後から解体に入りまして、来年度の8月に完成を予定しておりまして、2学期にプールが使えるということで、今のところ学校の調整では、ほかの学校に行くということは、今のところは考えていない状態です。体育館につきましては、すぐそばの由木中学校と、あと由木中央市民センターの方で使用を考えております。

小田原委員長 よろしいですか。

そのほかいかがですか。特にございませんか。

川上委員 第三小学校の学童保育所を併設する、これは新しくつくることですね。

松本施設整備課主査 併設しますが、今も学童保育はあります。ですので、既存の部分を改築なので、同じくまたその体育館と併設して設けるということです。

川上委員 今は違う場所にあるんですか。

松本施設整備課主査　　今も校舎の敷地内にあります。

川上委員　　体育館棟にそれを。

松本施設整備課主査　　今は校舎棟の一番東側の方にあるんですけども、今度は配置の中で、校舎棟の方ではなくて体育館棟の方につくる形になります。

水崎委員　　工事の期間中なんですけれども、地域といろいろもめることのないよう、今現在は特に問題とか起きていないんですか。

松本施設整備課主査　　七中につきましては、事前に今まで体育館の改築があるということのお知らせを、近隣のところに何度か配布をしておりますのと、あと、地元の町会の方に配布をしております。

それと、解体工事の業者が決まりましたら、解体工事の説明会、また、本体の建築工事が決まりましたら、建築工事の説明会を工事に入る前に行います。

第三小学校につきましては、地域等の方々を含めて改築の検討会を今まで開いておりまして、町会長さんも入っておりますので、今まで情報等を提供しております。解体工事、本体工事に入るときには、また説明会を行い、できるだけ円滑に工事が進むように進めることを考えております。

それと、由木中央小学校につきましても、同じく解体工事、本体工事に入る前に説明会を行うのと、こちらも今まで学校とPTAの代表の方々等含めて、検討会等を行っておりますので、そういうことをやりながら、できるだけ工事を円滑に進めていきたいと考えております。

小田原委員長　　そのほか質疑ございませんか。よろしいですか。

では、特にないようでございますので、第2号議案 学校施設改築工事については、このように決定するというので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

小田原委員長　　続いて、報告事項となります。教育総務課から順次報告願います。

天野教育総務課長　　それでは、報告事項でございます。平成19年度後期定期監査の結果についての御報告でございます。報告につきまして、山本主査から御説明いたします。

山本教育総務課主査　　教育総務課、山本です。平成19年度後期定期監査の結果につきまして説明させていただきます。

今回、監査の対象となりましたのは、学校教育部と市立小中学校でございます。委員の皆様のお手元には監査委員からの報告書と公表時の留意事項が配付してあると思いますが、

説明につきましては、報告事項資料に基づきまして説明させていただきます。

初めに、監査委員の報告書に掲載されました事項について御説明いたします。一番最初のもの、数が多いので簡単にいきますが、報告事項の一番最初で、美山町と川口中学校の間のスクールバス利用者負担金の調定につきましてです。平成18年度と19年度分について調定されていないものがあったということで、納付期限の到来するごとに、当該納付期限にかかる金額について調定しなければならないということで、会計事務規則に決まっておりますので、適正な事務処理に努められたいという指摘がありました。

それから、小・中学校のプール水の水質検査委託につきましてですけれども、学校保健法等で、水質検査につきましてはプールの使用日数の積算が30日を超えない範囲内で少なくとも1回行うこととされているんですけれども、天候に左右されることもあります。そういうことで、確実に基準に基づく検査回数を確保するようにということで、事業の実施方法の見直しを検討されたいという指摘がありました。

それから、テレビ・パソコンの廃棄についてですけれども、家電リサイクル法、資源有効利用促進法の対象となる製品につきましては、再資源化が確実にいえるように契約等を見直しされたいという指摘がありました。

それから、続きまして建物等修繕にかかる設計図書等につきましてということで、これは意見要望なんです、工事と修繕との区分けの部分が難しいところあるんですけれども、設計関係書類については、東京都の例によりますと、工事の種類とか規模等により、設計図面の省略を認めているところもあるので、効率性とか経済性を配慮した事務処理となるよう、要領の見直しを検討されたいという指摘がございました。

めぐりまして、自家用電気工作物の保安管理業務につきましてですけれども、指摘に対する改修が計画的に管理とか執行されていなかった事例があったということと、報告を受けた内容につきまして、書類の十分な確認がされていなかったということがありまして、指摘を受けました事項につきまして、改修等を計画的に行えるような適切な管理、それから、受託者につきましては、取扱基準の明確化等、適切な委託業務の履行を確保するように指示をされたいという指摘がございました。

続きまして、監査の報告書には掲載がなかったんですけれども、書面で来ていますけれども、留意事項ということで幾つか指摘がありました。

教育委員会施設内における通勤用の自動車の駐車場使用料についてということで、教育施設内に通勤のための自動車を駐車する者について、口座引き落としができなかった者な

どに対して、要綱に沿った手続を行うよう指導されたいという指摘がございました。

それから、小学校の給食残菜等の運搬業務委託につきましてですが、学校での計量、戸吹清掃事業所での搬入の際の計量の数値が違うものが見受けられたということで、適正な履行を確保されるように委託内容を検討されたいという指摘を受けております。

それから、小・中学校プール水の水質（総トリハロメタン）検査委託についてですが、文部科学省の基準運用マニュアルによりますと、採水瓶を泡立てないように静かに採水することとなっていますが、検査仕様書の方がそれと若干違うようなところもありましたので、確実な基準に基づく検査方法で実施するようというふうな指摘を受けております。

それから、小学校の給食従事者等の腸内細菌検査の実施状況についてということで、給食の業務員、業務をする人以外に、校長・副校長につきましても、給食室に入った方がいいということで、校長・副校長の腸内細菌検査の徹底を図って、適正な学校給食の管理に努められたいという指摘がございました。

続きまして、部活動外部指導員及びクラブマネジメントスタッフの謝金についてですが、こちらの方は謝金の執行が余ってしまっていたり、少し足らなくなったり、学校によって違いがあるとか、要綱に沿った処理がされていないというふうな指摘がありましたので、部活動の推進に資するために予算の効率的かつ有効な執行を図るようということで、検討をするようという指摘がございました。

それから、中学校の部活動にかかる部費会計の取扱いについてですが、部費の取扱いの方が一部適正と思えないようなものがあったということで、部活動にかかる部費を含めた私費会計全般につきまして、取扱方針の策定を検討するとともに、各中学校において適正な会計管理を行われるように努められたいという指摘がございました。

それから、公衆電話の手数料等の事務処理についてでございます。こちらの方は、教育センターの公衆電話なんですけれども、料金の取り扱いについて、とりまとめて納付していたということがございましたので、規則及びマニュアルに基づいて適正な処理を努められたいという指摘がございました。

それから、みなみ野君田小学校の給食配膳室の扉の修繕につきましてですが、こちらの方は、当初の学校をつくった以降に不具合が若干ありまして、配膳室の扉の修繕をしたということがありましたので、設計委託の仕様書、設計図書等の検収事務を改善されたいという指摘がございました。

それから、備品の管理でございますが、施設整備課の備品のコントラバス1台のが所在が不明になっているというふうなところがありました。それで、実態と備品台帳との整合を図るように、必要な措置を講じるとともに、規則にのっとりた備品の適正な管理に努められたいという指摘がございました。

それから、毒物劇物の適正な管理ということで、こちらの方、一つの学校なんですけれども、理科室の毒物劇物につきまして、17年以降の管理簿に記載がなかったということがわかりましたので、適正な管理に努めるようにということで指摘がございました。

最後ですけれども、物品購入の支払事務ということで、消耗品の購入で納品検査・確認等がありましてから支払いまでに時間がかかっている、そういうものがありました。学校における支払事務の適正な執行管理に努めるとともに、所管課においても指導を徹底されたいという指摘がございました。

指摘内容は以上でございます。

これにつきまして、事務局の方で対応策について検討して、また後日、御報告したいと思えます。

以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本件について、何か御質疑、御意見ございませんか。何かございませんか。

この対応、どのようにされたいということがあるわけなんです、これは後日ということで、返答するということですが、よろしいですか。

天野教育総務課長 はい、報告いたします。

小田原委員長 これかなり厳しい指摘があるというふうに思うんですが、そういう点でいかがでしょうか。これ、あり得る話なんですか。

天野教育総務課長 これにつきまして、これまでも執行を努めたものですが、やっぱりこういったことが現状としてあったという、調査の結果ですから、あったという現状は、調査の結果ですから、そういったことだと思います。これにつきまして、指摘のあったことについて改善を努めていきたいというふうに思っています。

小田原委員長 例えばね、この自家用自動車の件、これは教育施設内というような言い方だから、そうすると皆さんの話じゃないですよ。学校の教員が主だと、教員ないしは給食の方々の問題だというふうに思うんですが、これ、あってはならないことだと思うんですが、どうなんですか。そういうことを知りたいんですけれども。

天野教育総務課長 これにつきましては、実際、口座振替をするんですけども、口座の変更があったりだとか、それから、入金が不足していたりとか、そういった部分があったということで、振り込まれなかった部分があるということも多くありました。そういったことにつきましては指導等で、やらないようにという形ですけども、実態としてそういうことがございました。

小田原委員長 例えば、給食費未納については、どういうことをするかという話が、提案することがありましたよね。これは同じことですよ、学校に勤める人たちが、その駐車料金を払わなきゃいけないのに払っていなかったという事実でしょう。そういう場合にどうするかというときに、この給食費の問題以前の問題だと考えなきゃいけないことだと思うんです。あるいは、この10カ月も購入しておいてお金を払わなかったのは何なんだという。こういうことが学校の中であり得るということは、私は非常にけしからんと思うわけ。それが何でこういうのが許されてしまったのか。

特に車の問題の場合には、だれが、どこで、どうしてそうなったのか、というのを公表していただきたい。これは要望。一覧表として提出できますかどうか。

さらに、この残菜の運搬業務については、何でこんな乖離してしまうんですか、その原因、これも徹底的に追及してほしい。業者の問題であれば、どういう業者なのかということも明らかにしていただきたい。

それから、その制度の不備が何点かありましたね。それはその制度の不備をつかれたわけですけども、これは今から始まった話じゃない。以前はどうだったのか、指摘がなかったのか。これはちょっと不思議に思うのですね。そこのところはどうかと。

次回報告する、まだ細かいことを言えばいろいろありますけれども、非常に不思議な部分、幾つかありますよ。

毒物の棚の防止については、これは新設校であればしようがなく、新設校でなかったら、去年とかこの前どうだったかとかね、もうできていて当たり前の話がそうでないことが非常に不思議に思いますので、そんなものを含めて、どうしてこういうことが起こるのか、監査が入らなきゃわからないというのは、何かおかしい話じゃないかな。その点よろしくお願ひしたいと思います。

天野教育総務課長 御指摘あったことにつきましては、先ほど申しましたとおり、調査を通して、現状等も調査しまして、それに対応等も含めて報告させていただきたいと思ひます。

小田原委員長 はい、よろしく申し上げます。ということで、よろしいですか。

では、教育総務課の報告は以上ということで、続いて、学区等調整担当主幹から御報告願います。

海野学校教育部主幹 八王子市立学校適正配置等審議会（第3期）の答申について、提出をいただきましたので御報告を申し上げます。

3月の31日に答申をいただきました。お手元の資料を見ていただきますと、答申の表書きがありまして、その次にあるのが、中間報告で市民の方の御意見をいただいているんですが、それを反映しまして修正した部分の集計、その後に答申の本体です。それから続きまして、市民からの中間答申に対する御意見と審議会の考え方をまとめたもの。最後に、答申の概要版を合わせて資料としております。

それで、答申に合わせて、中間報告に対するパブリックコメントと審議会の考え方を添えて提出をいただきました。それはパブリックコメントの内容の中に、学級編制基準の見直しとか、あるいは、少人数指導、学校選択制等、諮問の範囲を超える内容のものがありましたので、今後、教育施策の検討のために、答申に合わせて提出されたものです。

この部分についてちょっと補足いたしますというと、1月1日から2月1日まで御意見を募集しましたけれども、その期限の後にもいただいた部分を合わせますと、73名の方から208件にわたる御意見をいただきました。それについてまとめたものです。

その中で答申の中間報告の内容がわかりにくかったり、あるいは、より明確にするというふうな趣旨の中で、先ほどの一覧表がありますけれども、追加・修正・補足等をしたものであります。それを答申としてまとめさせていただきました。

最後の答申の概要版ですけれども、答申をわかりやすくするために概要版を作成いたしました。この後、答申とあわせて、図書館それから学事課の窓口、それから、ホームページ等への掲載、そして、学校を通してPTA、それから、町会・自治会等を通して市民の方へも周知を図っていくというふうな考え方しております。

今後の予定につきましては、答申について審議会へこの後御報告をいたします。その後、先ほど申し上げましたように、学校を通して保護者の皆さん、それから、町会・自治会等を通して、あるいは青少対を通して地域の皆さんに周知を図っていきたいと思います。

特に、PTAや町会・自治会・青少対につきましては、中間報告での御意見も多数いただいておりますので、そのお礼も兼ねまして、あわせて御報告をしていきたいというふうに考えております。

この答申をいただいた後ですけれども、教育委員会の内部で検討組織を立ち上げまして、基本方針あるいは基本計画といったものを今後策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

小田原委員長 学区等調整担当主幹からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

細野委員 学校適正規模についてということで、適正という基準を考えるとときに幾つかの視点があると思うんですけれども、それはどこに出ているかということ、まずお聞きしたいということ。

基準は全部その整合的ではなくて、そのときにどの基準を最優先にするのかというようなことが、指摘されている目安を教えてくださいたいんです。

海野学校教育部主幹 適正というのを目安といいますか、望ましい目安というふうな考え方で検討しております。ですから、こうでなければならぬというふうな基準というよりも、子どもの教育環境を考えたときに、指導面とか学校運営面とかといった、その中でより望ましいと思われるということで検討しております。

概要版で見ていただきますというと、4ページのところが学校の配置と規模というところで整理をしたところです。(3)に学校規模の定義というところがありますけれども、そのおおむねの目安として考えているということです。

細野委員さんの、二つ目のところをもう一度御質問いただけますでしょうか。

細野委員 規模と配置、これ両方大事ですよ。規模はその教育効果とかあると思うんですけれども、この前、学力定着度調査で、学校の規模等が教育の成果とは余り関係ありませんよってというのが出たんです。

海野学校教育部主幹 ありました。

細野委員 そうすると、じゃあ小規模だからとか大規模だからとか、余りそういうのが関係ないとすると、規模の部分よりも、その配置をどうするかということが大事なのかなというふうな気がしたのですが。そのときに、じゃあ、配置ってというのはどうなのかっていうと、交通の安全・安心とか、そういうところに重きを置くのか、それとも、ほかのこと、例えば、小・中一貫教育を例に挙げるとすると、小・中のその結びつきが、なるべく濃くなる形での配置という考え方、いろいろ考えられるんですよ。

中学校に隣接する小学校はかなり小さいけれども、隣接をしていない小学校はかなり多

い、そういうような場合には、どちらを優先するかというのがいろいろ出てくるわけですね。そのあたりはどういうふうに考えているんですか。

海野学校教育部主幹　それに関しては、7ページの適正配置を推進するための具体的な方策というところをごらんいただければと思います。

今、委員さん御指摘のように、配置の問題にかかわって、その小・中の円滑な接続というようなことで小・中連携のことも当然あると思うんですが、それは小・中だけでは、やはり小学校のときの必要な規模といいですか、子どもたちにとって社会性を育てていったり、人間関係の中で切磋琢磨したり、かかわっていくというふうな力を育てるためには、小学校の中で適正な規模を実現していくことも必要だと思います。

ですから、メインはやはりそれぞれの地域の中で、適正な規模を実現していくということとをまずメインと考えて、その中でそれが難しい、地域によってはどこと一緒にするかといったところが、非常に地理的にも難しいところもありますから、それによっては小・中の一貫校といったような考え方も、あわせて考えていく必要があるというふうに考えております。

細野委員　僕が今聞いているのは、どういうことかということですよ。ここにいいですか、書いた方がいいかもしれない。小学校の規模があってね、ここからずっと遠くて、これ小学校。規模としては小さくて、こっちの学校は規模が大きくて、そのときにね、我々がその、我々というか、私自身がそうなんだけれども、小・中一貫というのがこれから進めなければいけない。こういう形で残して、それで、ここがなくなって、こっちの人がこう来るということは一つ考えられるわけね、一案として。

あるいは、そうじゃなくて、中学校はこうだけれども、小学校はこっちの方を整理して、こっち側の方はこっちに、これが一案だとする。一貫にしようとしていると、結構道路があって、こういうケースがある。

このあたりをこのまま行くと、審議会ではどういうふうにとらえているのか、この話。いいですか。

海野学校教育部主幹　はい、わかりました。

やはり、そういう地域によって、そういう状況が起きてくることも十分あるというふうに考えています。

そのときに、適正配置の問題と小・中一貫というのは、重なりますけれども本質的には別の問題だというふうに考えているんですね。

細野委員 いや、だから、どちらの方を優先するかということを聞いているんです。ここではどちらの方を優先するんですかって。

海野学校教育部主幹 それは一般論で考えるというよりは、やっぱりその地域地域の状況によって考えていく必要があるというふうに考えております。

小学校の状況によって統廃合といった形が必要だという場合と、地理的な状況によっては小・中一貫の方を進めた方が、その地域の皆さんとの合意形成もできるのではないかと、その辺はそのときどきの状況によって、その都度検討していく必要があるというふうに考えています。

小田原委員長 その答えはね、議会ではそういう話でいいとは思いますが、聞いていることはそうじゃないんですよ。だから、21ページ、22ページのところでは、そういうところが検討されているやつが載っているわけですので、何が、安心・安全というのがね、出ていなかったものだから...、この審議会では。

だから、細野委員が指摘、考えたのか、何やっているのか、どう考えているのかって聞かれたら、考えていなかったというのが事実じゃないのかなと思うんですよ。

もう一つ、諮問のところ、統廃合を考えたときに、統廃合ということを出したときに、必ず道路は道路、山や崖を下りなきゃいけないというような、そういう話が出てくることについて、審議会としてはどういうふうなことを考えるかというのは、私は諮問の中にあつたと、含まれていたと思うんだけど、それを聞いているわけ、どうなんですか。そういう考え方は打ち出しているのかどうかということを聞いているわけだから、それについてはどうですか。

地域によって検討しなければならないというのは当たり前なことなだけで、どうなんだ、どう考えて、こういう考え方がどこどこに示されているかということだから、どこどこにあります、ありませんということをお答えなさい。

石垣学校教育部長 細野委員さんの御質問という部分なんですけれども、適正配置という話の中では、小学校単位での適正配置というのは一つ考え方として基本的にございます。この中で統廃合とか、そういう部分が出てきますけれども、もう一つは、その中にまさにあるように、小学校と中学校が隣接しているとか、あるいは、近くにあるという話の中で、諸条件がございますので、海野主幹が言ったような部分での最終的には答えになってしまっているけれども、そこら辺の部分について、この概要版の7、8、9ページですか、このところに今委員長がおっしゃったように、いろいろな部分での配慮事項ということで

書いてございます。

それは、どうやったらいい教育環境づくりができるのかということを中心点に考えていかなければいけない、考えていくべきだろうということで、そういう中では適正規模という部分で一定の基準は出しました。それが小学校単位での部分での適正規模とか適正配置とかという話の中でどうしていくかということです。

ただ、それだけで片づけられない部分が、状況が至るところにございますので、そういう中では小・中一貫校とか、いろんな部分を考えて、統廃合、あるいは、そのほかの手法を用いて、適切なよい教育環境づくりをしていくというのが、今回の審議会の意見だということでもまとめさせていただきました。

ですから、この中で、ここをどうやるとか、具体的に、方程式というんですか、というものをきちっと決めたわけではございませんけれども、それなりの方程式は私どもの方で決めたということで、この概要版のところで見ただけだけでも、一定の幾つかの意見は出させていただいて、それに基づいて、これから具体的な部分を決めていくという形になるのかなと思っております。

細野委員　もう一言、私言いますね。何でこんな、こうあるかどうかわからんけれども、極端な例を出したかということ、将来的な八王子の教育というのは、小・中一貫という形で貫くということ、その方向性として出しているのかどうなのか。小・中一貫とした方が、その教育成果が上がると考えているのかどうかって、そこもそうなんです、みんなかかわってくると思うんですよ。そうすると、中学校の配置を考えて小学校をどうするかと、そういう優先順位になるかもしれない。

さっき、一番最初に言ったけれども、なぜ、その学力定着度調査について、規模と関係するかどうかという点を聞いたのは、そこなんです。もし規模が大きくなったらそっちの方がいいかもしれない。でも、それが関係ないんだったら、じゃあ、小の方に持っていった方がずっといいとなるかもしれない。そのときに、じゃあ、道路とか崖とかそうなったときに、地理的なことをどうやって考えて学校割をしていくのかということも考えなきゃいけないですね。

そうすると、あそこはもう切っちゃって、中学校区では小二つだけども、中学校はまた別の方に考えて、うちの小は別の中と考えるというような、いろいろ考えていかなきゃいけないんですよ。そこの話を聞いているわけ。

今、太い幹としてね、八王子のその初等中等教育をどういう方向に持っていかようとして

いるのか、それから考えると、その規模とか適正配置というのはどうするのか、そこを私は、ここが見えないから言っているわけです。

海野学校教育部主幹　まさに、そのテーマをこの後、教育委員会として、基本計画あるいは基本方針として組み立てていく必要があるというふうに考えています。これはあくまで審議会の答申ということですから、それを踏まえた上で、教育委員会で基本方針として、その小・中一貫の問題であるとか、地域運営学校の問題であるとか、あるいは、その適正配置等のことをあわせて、教育ビジョンをつくっていく必要があるというふうに考えております。

小田原委員長　細野委員は、それはそうなんです、必死で考えなきゃいけないんです。ところが、審議会がどういうところでもって、こういう方向性というのを打ち出したのかって聞いているわけだから。

海野学校教育部主幹　それについては、審議会の方で、「おわりに」の部分にもあるんですけれども、33ページです。

二つ目のパラグラフの下のところ、また同時に、特色ある学校づくりをはじめとする、現在進められているさまざまな教育施策について、八王子市の教育を今後どのように展開していくかを市民に明確に示して、施策の理解浸透を図ることも必要であると考えますと。こういう「おわりに」の文章が出てきた背景には、この審議してきた5つの諮問項目それぞれについて、やはり小・中一貫の問題なんかも当然触れておりますので、その辺、改めて教育委員会として考えていく必要があるということを御指摘いただいたというふうに考えております。

小田原委員長　ということですが、いかがですか。

この審議会としては、私の聞き方言えば、審議会は非常に、非常にという言葉で言えば、市民のいろいろな声を斟酌するというよりは、予測して、かなり極めて、「非常に」だ、結論を出すのを嫌った、避けた、そういうふうに取り取れる。あの文章をこっちに預けた、私たちがその審議して、審議して、その方向性としてどういうものが考えられるかということはお願いたしたんですけども、そうじゃないんですね。逆に、こういうことについてはこういうことを考えてちょうだいよって、文章を返された、そんな印象を受ける。だから、細野委員がこここのところはどうなんだということを言っているんですけども。

石垣学校教育部長　そういうふうにとられるかなとは思いますが、20ページ、21ページのところに書いてございますけれども、答申書の方です。今、海野主幹が言った

部分と同じ部分なんですけれども、やはりいろんな地域性というのが、八王子の場合広いですから、あるということ、配置が多摩ニュータウンですと、2小1中というような形になりますけれども、ほかのところは必ずしもそうっていないということ、いろいろな地域、あるいは歴史的な流れの中で学校がつくられ、また、人口の移動がございますので、年数がたって、最初2小・1中をつくったのが、全然もう合わなくなってきたというような状況が、いろんな地域で違った形で起こってくる部分がありますから、先ほどのあの例は、私なんかはいい例だと思っております。

ですから、それをどういう形でやるかというのは、確かに、審議会の中で「預けた」という言い方になるかもしれませんが、いろんな形があるということ認識して、これからは行政として、どういう形でそれを実際にやっていくのかということで、我々の方が今度、実際の具体的な方策を考えていくと。そのためにこういうことを考えて、こういうことに留意してやっていきなさいよという形での答申になっているということで、私はこの答申については、一緒にかかわってきた者として、そういう形で出させていただいたということで認識しているところでございます。

以上です。

小田原委員長 感想として言えば、想定して考えたとすれば、なおさら、こういう場合、今のように、ニュータウン地区、市街地と、それから山間部という、こういう場合に、こういう場合もある、こういう場合もありますよってということで、この場合にはこういうことが考えられますよっていう、そういう答申が欲しかったわけですが。

石垣学校教育部長 そこについては、具体的な適正規模だとか、適正配置とかということを考えて、また、その次の場合に留意しなきゃいけない...

小田原委員長 それは外郭的な言い方で言うわけでしょう。ところが今、地域によっても違ってくるといった話があったから、じゃあ、そういう場合は、その適正規模というのに当てはまらないわけですから。

石垣学校教育部長 だから、基準というのは一応つくりました。つくって、それが該当するところというのは、この数字を見ればどこの区域かというのははっきりさせられます。はっきりさせられるのです。でも、それでじゃあすべてができるかということ、そうじゃない部分もあると。また、その規模だけじゃなくて、先ほど出た、いろんな教育についての諸改革がある、それとどう組み合わせていくかということも考えていかなきゃいけないんだよという中で、特定の形で出さなかったんですね。

ただ、基準としては出ささせていただいて、それで、その基準の中でできないとなったら、それは適宜、適正的な形で、より教育環境づくりができる適正配置あるいは学校づくりを
しなさいという形でまとめさせていただいたということです。

小田原委員長　　ということですが、ほかの皆さんいかがですか。

石垣学校教育部長　　言いわけですかね。

小田原委員長　　言いわけ。ただね、もう出たものだからしょうがないでしょう、これは。
ワーキンググループつくって考えているわけです、これから。それが大変だということだ
すよね。これに従ったということが言えないわけだ、今度は。皆さん、企画の段階でかな
り苦しむだろうというふうに思うんですよね、方向性でね。

これがね、さっき細野委員がお話ししたわけだけれども、先ほどの教育施策連絡会のと
ころで、教育長が160人の新卒採用教員があった、これは多い数ですよ。だけれども、
その転入する教員と新採との比率で言えば、決して多いとは言えないというふうになるの
か、ほかの地域と比べてですよ。これがごく普通の、160人という数は多いけれども、
転入教員と新採という形で言えば、こんなものだというふうになるのか、そういう点では
どうなんですか。

由井学校教育部参事　　今資料持っていませんので、一概に今申し上げたことに関しては...、
ただ、新採はどんどんふえていることは事実です。

小田原委員長　　そこはどこでもふえています。団塊の世代が辞めていく、あるいは早期退
職者がふえている状況の中で新採が、東京都では十何倍あった小学校教員採用が、三倍程
度になっちゃっているという現状からも言えますよね、新採ふえているわけですから。

だけど、そのふえている中で、転入教員と新採との割合ね、考えたときに、ほかの地域
と比べたらどうかっていったら、そういうことを考えると、その八王子の教育の水準を維
持するためには、どういうふうなことを考えていかなきゃいけないかということ、やっぱり
新採教員も必要だけれども、ベテランの教員も必要なんだ、その教員を確保しなきゃいけ
ないということを考えたときに、学校の位置、配置が八王子では非常に不利なんですよ。

この間、車に乗っているときの運転手さんの話によると、都立高校の話の場合にね、7
学区を希望する教員が少ないと、転任は。それは何かといたら、その駅近くの学校なら
ばすぐ行けるけれども、八王子の場合にはとんでもない学校に行く恐れがある、通いきれ
ないから八王子地区は希望しない、7学区は希望しないって、そういう話が出てくるわけ。

そうすると、じゃあ、転入で埋められないから新採になっちゃうって、そういう話にな

って。年上の学校っていうのは新採だけで、新採が半分以上になっているという、これも昔からそういう話があったわけですね。そんなことを考えるときに、この適正配置ということも含めて考えていかなければいけない問題だと。それがこの話であるし、最初に話された、学力の相関がないとすればそれでいいのかということになります。

石垣学校教育部長　それは、もう八王子は避けて通れない課題だろうと思っていますから。地域が広いという話の中で、いろんなところがございますから、それは避けて通れないという話の中で、これはそれを網羅していると私は思っているんですが。

小田原委員長　ということですが、いかがですか。よろしいですか。

これをもとに適正配置についての具体案を検討するということなんですが、それについての御要望は何かありますか。

川上委員　適正配置というのは当然学区が出てくると思うんですが、この間、加住中学校の入学式に行きましたときに、加住小学校の校長先生もいらして、今、規制緩和で、15人が通学ができなくなっている状況があると、バスが通らなくなってしまったというところでした。それで、そうしたらはちバスがあるんじゃないとか、私はすぐ余計なことを考えるんですが、その御家庭が送迎するのもそうですし、送迎バスということもあるでしょうし、それから、送迎バスのことだって、ほかの地域にもそういうことがあるかもしれないので、始業時間を変えてね、どこかのバスを重複して使うことということも考えられるのではないかなというふうに思ったりもしました。

これはそこで伺ったので、今15名だそうです。バスを使わなければならない。それでバス会社と交渉をして、朝夕1台ずつは通してもらおうようになったようですけども、そのバスでなければ通学できないという状況にあるそうです。ただ、バスもいつまでやってくれるかわからないということでした。

小田原委員長　何でこれが通らないんだろう。

川上委員　もうからないところだからじゃないですか。杏林大学、それこそ戸吹の方まで、谷野というところを通っていかなくてはならないそうです。バス会社の採算ですね。それは規制緩和と言っていました。公共交通機関ではなくなってしまったというふうに聞きました。

石川教育長　ことは朝晩1便ずつ確保してもらったんですけどもね、来年度以降はもう廃止の方向なんですよ。ですから、行政の中で、うちだけで考えられる話じゃないので、ほかのところとも今話はしているところです。

小田原委員長 15名という形だとね。時間に制限があるわけで、ある時間帯しか使わないわけだから、路線バス含めて厳しい。それ理解できる場所ですけども、そこにかわる、その時間どうするかだ、問題は。

川上委員 はちバス。

小田原委員長 あるいは、それぞれ規制緩和で言えば、タクシーだとか、あるいは、バスじゃなくて、そうじゃないものをこの時間だけ運行して、利用者からお金をもらうという、そういうバスの運行、代替のものね、それを認めてもらうというようなこととか、そういうことを考えていかななくては。

細野委員 NPOか何かで、そういうのってないんですか。

野村学事課長 某地域の学校なんですけれども、小津方面なんですけれども、今うわさでは、小津の組合が今までのバス路線を使って、営業を半分地元が出し、半分市が出している形で営業していますが、NPOの採用というんでしょうかね、その辺も検討しているというふうに聞いています。

また、バス路線の変更で非常に学校へ与える影響って大きくて、加住もそうですけれども、恩方地域であるとか...、出ていることは事実です。

石垣学校教育部長 あと、今の該当区域について加住小の区域なんですけれども、かなり広い部分のところまで左入の方まで来ているということでしたが、考え方としては、それは区域を変えるという部分で、それは考えて、今は選択制ですから、どうやったって、来ようと思えば来られるわけなんですけれども、今は通学区域という部分で、これはその区域になっているわけですから、行くというような、区域を変えることについて、もう少し近い、最寄りの学校に行けるということもあるでしょうし、簡単に、じゃあバスを何らかの形でやりますよという話になると、ちょっと趣旨が違ってくるという場合もあるのかなという、いろんな選択肢がありますのでね、それは考えていかなきゃいけない話かなと、そこは思っています。

小田原委員長 八王子の特徴としてね、非常に広い、広範囲な土地を持っているわけだから、その点での問題点というのはあるけれども、例えば、檜原にしたって青梅にしたって、これは同じことなんですよ。ところが、ああいう地域がどういうふうにやっているかといったら、ほとんど中心にまとめてきているわけですよ。そういうことも選択肢の一つだということは考えていってほしいなと思います。もう大胆にかつ斬新に進めるべき問題だろうと思いますが、そこら辺はいろいろ検討していただいて。

ほかにいかがですか。

じゃあ、よろしいですか。また、いずれいろんな機会にこの問題は表に出して、御意見伺いながら進めていかなければならないことだろうというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、ほかに報告する事項はありますか。

石垣学校教育部長 特にございませぬ。

細野委員 一つ。さっきも話したんだけど、その教員講習をやりますので、もし八王子の方で、そういう該当の方がいらしたら、どうぞということをお勧めしたいということですね。

8月4日から6日ですけれども、試行です。文科省はとてもそのコンソーシアムで、こういうその免許の更新のシステムをつくってくれてとても助かると、多分、単一の大学でやっていくと結構コスト合わなくなると思うんですね、これは。これは八王子にはたくさん大学があるから、いろいろそのバリエーションをとれると思いますので、ひとつお考えいただきたいと。

以上です。

小田原委員長 時間がないところを申しわけないんですけど、これは、どうですか、そういう免許更改のメニューとしては、こういう講習の内容で乗られる中身ですか。利用していただきと言われたときに。

由井学校教育部参事 選択部分の12時間でしたか、半分の部分ですね。そのところが該当する。

細野委員 そうそう。だから、コアの論議じゃなくて、何か特色を出してくれて言われていたんで、三つの柱を出したんです。

小田原委員長 むしろそうじゃなくて、この必修部分もそのものを買ってもらった方がいいんじゃないか。

細野委員 それもやるんですよ。それは今度。

小田原委員長 各大学に任すと。

細野委員 各大学のネットワークでね。

小田原委員長 いや、そこを心配するんだ。

細野委員 ああ、なるほどね。そこが大事。

小田原委員長 個々の大学でやったときに、何とか大学、何とか大学っていったら、

そこでもうばらつきが出ちゃう。それでもって免許更改っていうふうになるかっていったらね、さっきの室長の話のように、余り期待できない、僕は。

細野委員 要は、ネットワークだったら近いところに基礎的なことができる。だから、そのときにネットワーク多摩としては基準を設けて、これ以上のことを教えないと基礎的なものとしなないよということです。この縛りができるということです。それを個々の大学ですると結構大変だということですよね。

小田原委員長 大体、その各大学でやってきた免許更改というのは要らないと私は思うんですけれども。

委員の皆さんよろしいですか。

では、特にないようでございますので、本日の定例会は以上で終了いたします。

お疲れさまでした。

【午後0時23分閉会】